

東京電力パワーグリッド株式会社 栃木リサイクルセンター
産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七第14項二号 維持管理の技術上の基準				
イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。	処理液 (IPA) 及びアルカリ (KOH) を投入するための計量器を設置し、処理対象機器のPCB濃度及び容量に応じ供給量を調整する。また、投入量を記録し保管する。			
ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物と薬剤等との混合を十分に行うとともに、当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つこと。	分解槽温度	測定位置	基準値	測定頻度
		マイクロ波分解装置内	60℃ (70℃で自動停止)	連続
ハ 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	トレンドとして記録 (電子データとして記録)			
ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理により生じた廃油中のポリ塩化ビフェニル含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	廃油	採取場所	基準値	分析頻度
		IPAタンク	≤0.5mg/kg	IPA払出し時
	処理工程からの排水の発生はない。			

※上記の他に以下を測定する。

測定項目		測定箇所	自主管理目標値	分析頻度
大気	PCB濃度	敷地境界	≤0.0001mg/m ³	4回/年
	IPA濃度	処理施設内	≤15※ (臭気指数)	
雨水水質	油分 (n-ヘキサン抽出物質)	変電所雨水出口	≤5mg/L	1回/月
	PCB濃度	変電所雨水出口	≤0.0015mg/L	
	pH	変電所雨水出口	5.8~8.6	

※IPAの場合臭気指数15は濃度換算で832ppm。